

東京理科大学理学部応用化学教室半田研究室OB・OG会 会則

第1条（名称）

本会は、「東京理科大学理学部応用化学教室半田研究室OB・OG会」（以下本会）と称する。

2. 本会の名称は非公式の場合においては「半田研OB・OG会」と称することができる。

第2条（設立目的）

本会は、会員相互の親睦と交流を図ることを目的とする。

第3条（事務局）

本会の事務を処理するために事務局を置く。

2. 事務局は当該事務局長宅に置く。

第4条（会員資格）

東京理科大学理学部応用化学教室半田研究室に内研、外研を問わず所属した者、又は役員会が入会を認めた者、は会員資格を有するものとする。

第5条（入会）

本会への入会は第4条を満足する者の任意加入とし、入会を希望するものは所定の入会申込書に維持会費を添えて本会に提出するものとする。

第6条（退会）

会員が次の各号に該当する場合は、会員資格を喪失し退会するものとし、納入済みの会費等は返却しないものとする。

- (1) 会員から退会の申し出があったとき。
- (2) 会員が死亡したとき。
- (3) 会員が本会や本会会員の信用を傷つけ、また本会の秩序を乱したため、役員会が退会を決議したとき。

第7条（事業）

本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 定期総会（年1回）、懇親会等の開催
- (2) 会員名簿の作成、管理、発行
- (3) 会報、通信等による情報発信
- (4) 会員の慶弔
- (5) その他、総会にて承認された活動

第8条（役員）

本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計監事 2名
- (5) 幹事 5～8名

2. 総会の推挙によって名誉会長を置くことができる。

第9条（役員の選任）

役員は会員の中から役員会の推薦を経て、総会出席者の過半数の決議によって互選する。

2. 役員に欠員が生じた場合は速やかに第1項に従った補選を行う。

第10条（役員の任期）

役員の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定期総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

2. 補選により就任した役員の任期は、前任役員の在任期間とする。

第11条（役員の任務）

会長は本会を代表し、会務を統括し、総会、役員会を招集し議長を務める。

2. 副会長は本会を円滑に運営できるよう会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代行する。
3. 事務局長は本会を維持するために必要な事務事項を会長の指揮の下に行い、会計処理を適切に行う。
4. 幹事は会員相互の連絡および諸般の会務を遂行する。
5. 会計監事は本会の会計を監査し、その結果を定期総会で報告する。

第12条（役員の解任）

役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第13条（総会）

本会の総会は、会員を持って構成し、定期総会は事業年度終了後4ヶ月以内に開催するものとする。ただし、必要あるときは臨時に総会を開催できるものとする。

2. 総会は会長が招集する。ただし、会長に事故あるときは、副会長がこれを代行する。
3. 総会開催前日までに入会している会員を、当該総会において権利を行使すべき会員とする。
4. 総会の議長は会長がこれにあたる。ただし、会長に事故あるときは副会長が代行する。
5. 総会で決議される事項は次のとおりとする。
 - (1) 会則の制定および改廃
 - (2) 事業報告および会計報告
 - (3) 事業計画および会計予算
 - (4) 事業の新設、追加、変更および廃止
 - (5) 役員の選任および解任
 - (6) その他役員会から付議された事項
6. 総会の決議は、本会則に別段の定めがある場合を除き、出席した会員の過半数でこれをなすものとする。但し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7. 総会の議事については、議事録を作成し、議長がこれに記名押印する。
8. 総会での決議事項および報告事項については、総会開催後速やかに会報または通信にて会員に広報する。

第14条（役員会）

役員会は第8条第1項に定める役員によって構成され、会長が必要と認めた場合に、随時開催する。

2. 役員会は、会長が招集し、議長を務める。ただし、会長に事故あるときは、副会長がこれにあたる。
3. 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項およびその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。
4. 役員会の決議は、本会則に別段の定めがある場合を除き、役員の過半数が出席し、その過半数でこれをなすものとする。
5. 役員会の議事については、議事録を作成し、議長が記名押印する。

第15条（事業年度）

本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第16条（資金、会計）

本会は、維持会費、臨時会費、その他の収入をもって運営するものとする。

2. 維持会費は主に会の活動、運営の費用に充てるため会員より徴収する。
3. 維持会費は年単位で2,000円とし、定期総会の前後2ヶ月以内に、本会に現金又は金融機関への振込み方法により納入するものとする。
4. 維持会費は3年単位5,000円で納入することができる。但し、納入の方法は金融機関への振込み方法に限る。
5. 臨時会費は主に総会及び懇親会の費用に充てるため役員会にて決定された金額を出席者から徴収する。
6. 本会には、次の帳簿を置く。これらは電磁的記録も可とする。
 1. 会員名簿
 2. 会議議事録
 3. 収支証明書類
 4. 役員名簿
 5. 金銭出納帳
 6. 収支計算書

第17条（委任）

この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第18条（変更）

この会則は、総会において、出席者の3分の2以上の承認がなければ変更できない。

付 則

1. 本会発足時の最初の役員は次のとおりとする。

会長 鈴木弘昭

副会長 矢島博文

事務局長 加藤 俊

会計監事 梁井哲也、西村 健

幹事 遠藤一央 幹事 後藤純雄 幹事 峯木 茂 幹事 加藤義洋

幹事 西本哲也 幹事 岡 泰資 幹事 窪田 茂 幹事 渡辺和男

2. 本会則は第一回総会にて当会則が承認された翌日より実施する。

東京理科大学理学部応用化学教室半田研究室OB・OG会 内規

第1条（目的）

本会会則で定めたもののほか細部はこの内規によるものとする

第2条（事業内容）

本会則第7条に定める事業細目は次のとおりとする。

（1）会報、通信の発行

会報、通信は「半田研OB・OG会だより」と定め、年1回以上発行する

（2）OB・OG会名簿の発行

次のOB・OG会名簿を発行し、原則として（1）の発行に合わせて会員に配布する。

東京理科大学理学部応用化学教室半田研究室OB・OG会名簿：

氏名、住所、メールアドレス

（3）慶弔事業

「慶 事」

①対象：「喜寿」（77歳）「米寿」（88歳）

それぞれその年の数え年年齢を適応する。

②方法：5,000円相当の記念品を贈呈する。

③時期：当該年の定期総会後の懇親会にて会長より贈呈する。定期総会、懇親会欠席者には後日自宅へ送付する。

「弔 事」

①対象：会員の死亡

②方法：葬儀に会名で15,000円程度の生花を供花する。

③時期：葬儀に間に合わなくかつ命日から50日以内の場合は自宅に5,000円程度の花束を供花。50日以上の場合は時期を失したとして省略する。

第3条（個人情報の管理）

名簿には会員の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、職歴、スキル等の個人情報収納されており会員相互の連絡、情報交換に使用される。

2. 名簿に収納されている情報は会員以外に公開してはならない。

3. 職歴、スキル等個人の職能、人格に関わる情報を公開する場合は情報を有する会員の承諾及び会長、副会長、事務局長の承認を必要とする。

4. 会員といえども自らの情報を公開したくない会員はその旨を会に対して申し出ることにより非公開とすることができる。但し、この場合会員の氏名は非公開とすることができない。

第4条（役員の手当）

本会則第8条に定める役員は無給とする。

2. 役員が役員会に出席するときの旅費については実費を支給する。

付 則

1. 本内規は第一回総会にて当会則が承認された翌日より実施する。